

1 練馬区介護保険条例（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

（設置）

第6条 介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区介護保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 法第117条第1項の介護保険事業計画および老人福祉法第20条の8第1項の老人福祉計画に関する事項
- (2) その他介護保険事業の運営に関する重要な事項

（組織）

第7条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者
- (2) 医療保険者（法第7条第7項に規定する医療保険者および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の職員
- (3) 医療従事者
- (4) 福祉関係団体の職員または従事者
- (5) 介護サービス事業者（法第4章により保険給付の対象となる事業を行うものをいう。）の職員
- (6) 学識経験者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第9条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章の2 [略]

第3章の3 地域包括ケア推進協議会

（設置）

第9条の5 [略]

2 協議会は、区長の求めに応じて、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項について協議し、意見を述べる。

- (1) センターに関するつぎに掲げる事項
 - ア センターの設置に関する事項
 - イ センターの運営に関する事項
 - ウ アおよびイに掲げるもののほか、センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項
- (2) 地域密着型サービスに関するつぎに掲げる事項
 - ア 法第42条の2第4項の地域密着型介護サービス費の額に関する事項
 - イ 法第54条の2第4項の地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項
 - ウ 法第42条の2第1項本文の指定（練馬区の区域外にある事業所に係るものを除く。）に関する事項
 - エ 法第54条の2第1項本文の指定（練馬区の区域外にある事業所に係るものを除く。）に関する事項
 - オ 法第78条の4第5項の指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準および指定地域密着型サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
 - カ 法第115条の14第5項の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項
- (3) 生活支援体制整備事業に関するつぎに掲げる事項
 - ア 生活支援コーディネーターの活動に関する事項
 - イ アに掲げるもののほか、生活支援体制整備事業を推進するために必要な事項

2 練馬区介護保険条例施行規則（抜粋）

第3章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の構成)

第6条 条例第7条に規定する練馬区介護保険運営協議会(以下この章において「協議会」という。)の委員の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 8人以内
- (2) 医療保険者の職員 1人以内
- (3) 医療従事者 1人以内
- (4) 福祉関係団体の職員または従事者 6人以内
- (5) 介護サービス事業者の職員 7人以内
- (6) 学識経験者 2人以内

(会長)

第7条 協議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換ができる方法により会議を開くことができる。

5 委員が前項に規定する方法によって会議に参加した場合は、当該委員は当該会議に出席したものとみなす。

第3章の2 [略]

第3章の3 地域包括ケア推進協議会

(地域包括ケア推進協議会の構成)

第8条の2の2 条例第9条の6に規定する練馬区地域包括ケア推進協議会(以下この章において「協議会」という。)の委員の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 被保険者 4人以内
- (2) 居宅サービス等の利用者等 2人以内
- (3) 医療従事者 2人以内
- (4) 保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者 7人以内
- (5) 指定居宅サービス事業者等の職員 4人以内
- (6) 学識経験者 2人以内

(委員長)

第8条の3 協議会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条の4 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換ができる方法により会議を開くことができる。

5 委員が前項に規定する方法によって会議に参加した場合は、当該委員は当該会議に出席したものとみなす。